1968年度第59回宜野湾市議会会議録（定例会 ~~臨時会~~）

※ 6月27日（第11日目）　（午前10時一分開議）
（午後4時一分散会）

※ 出席議員（21名）

1番 伊保治安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 羽原恵信
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村孝仁
16番 武島行男	17番 佐事真弘
18番 比嘉毅定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（　名）

なし

※ 議事説明員

市長	島袋全一	助役	沢し安一
収入役	奥里将俊	総務課長	呉屋好永
住民課長	棚原盛真	厚生課長	伊佐友誠
税務課長	仲村恭信	農林課長	崎間敬光
商工観光課長	古波蔵信三	都計課長	知花毅世

施設課長　　~~出納室長　平　良　春　子~~

固定資産評価室長　武　島　正　孝

消防長　大　城　仁　幸　　水道部長　仲　村　春　盛

営業課長　奥　里　将　弘　　会計課長　多和田　真　一

工務課長　金　城　健　栄　　教育長　宮城　仁三郎

会計係　知　花　栄　華

※ 事務局出席者

局　長　宋　吉　鎗　男　　庶務係長　照　屋　　毅

議事係長　島　袋　真　由　　書　記　仲　村　春　夫

書　記　比　嘉　定　治

※ 議　事　日　程　（第11号）

1968年6月27日（木曜）

日程第1　議案第52号 1968年度宜野湾教育区予入予出補正予算

日程第2　議案第55号 1968年度宜野湾教育区予入予出予算専決承認について

日程第3　議案第36号 宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部改正について

日程第4　議案第37号 公民館の設置及び管理に関する規則の一部改正について

日程第5　議案第38号 宜野湾区教育委員会職員及び産休人の給料並びに旅費諸手当に関する規則の一部改正について

日程第6　議案第39号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正について

日程第7　議案第40号 1969年度宜野湾教育区予入予出予算

日程第8

議長

出席17名でございます。議会は成立いたします。

なお、会期の変更の説明を求めます。

（午前10時）

議長

伊藤いたします（午前10時1分）

角田いたします（午前10時2分）

議長

(1)議第1、議案第5号 1988年度宜野湾市公共下水道特別会計予算についてを上程いたします。

議長

伊藤いたします（午前10時4分）

角田いたします（午前10時5分）

議長

本案に対する質疑者の挙手を求めます。

説明省略

神谷予算の中身の説明を申し上げます。まんべんなく申し上げます。3款の政策支出費、これは1項の政策管理費、これは大幅に減額になっております。ドル減額になって、あります。3は預金

予算におきまして、新設小学校の整備
事業費が特に減っておりまして、
これの大巾な減額でございます。
2項の防災行政無線費、これは4,038
ドル増額になっておりますのは、備
品購入費の予定よりも、購入費が
多くなる訳でございます。これは増
でございます。4,038ドル増やて
ご決差引きしますと81,602ドルは
大巾な整備事業費の減になっており
まして、差引きは減となっております。
以上が主な方でございまして、同
じ決算の983,080ドルから81,602
ドルを減じまして871,478ドル、
黒字を伸し上げます。第1款の教育
総務費1項も同じく教育総務費
でございます。この中で190ドル増
となりますのは、事務局の印刷費
が不足いたしまして、これを増額、予
算からの款1項の少額増額。これは
主な方で説明しますと、教育委
員会の旅費の減額でございます。
2項中学校費これは7,847ドル増
これの方は増となっておりますのは、や
はり主な方で説明申し上げますと、
備品購入費が大きく増となっております。
予算から説明書の方を拝見
になったら大変よいお解りになると
思いますが、給与の方の増と、給与と

備品ごとの表で表となっております。
以上でお出し合計では既決953,080ドル差引減81,602ドル計871,488ドルでございます。

議長
予算に対する質疑を許します。

20番
議第1号の平成5年度一般会計予算の委託料について質問します。
工事請負費173,869ドルの現行予算に対して、補正減143,450ドルでありますが、工事請負費の執行額が30,419ドルになりますが、委託料の測量調査設計費予算でございますが、2,113ドルになりますが、前年度工事費に対して7%になりますが、これについての説明を詳しくお願いして頂きたいと思います。

当局答弁
説明は当初予算にあげます説明の基礎はこの委託料は普通の場合の単独の場合の国庫補助の場合の委託料は一部でありますからそこの委託料の中には測量調査費だけではなくて、補助事業関係は、事業費が入るものについて

は設計料がこうなってございます。全
面舗装の場合は設計。それから
一部舗装の場合には設計はこち
らが委託者に委託して設計をいたし
ますので、その設計料をかけまして
当部予算の計上をいたしますのは、二
部を計上して委託料として、いわゆる
予算計上してあった訳です。それから、
そのうちから支出する場合には、その
委託料の中にはもう1つ委託料の中
には、事から調査を依頼になって、
これはどうも資質を調査しようといっ
た場合には土質調査が出ます。
これも委託して委託して土質調査して
まとっている訳です。その委託料、
これを問わず当部予算の場合には
二部予算は計上してあった訳です。
そういうものを支払いして、みきがみ
つけやるように7%ですが、この額を
支出。

2。番

その30,41,0ドルの請ゼロ円ですから
内訳をお願いします。どこの部署の
説明書。等の説明ですか、ずばり説
明ですが よろしゅうございます。
続でお願いします。

8 番

先きの提案説明の中で財政の硬直化の減については、要望が出されなかったというご説明でございましたが、その中で少額の要望に少額ご見積の場合については解る様な気がいたしますが、中額については減になってございますが、どこの部分が減か、これも数字の中でおしめしをいただきたいと思います。

総務課

予算査定の段階で事業にあきらかでは中額の場合でも これは、はっきりしたお示しもございませんので、部課予算計上する場合には、不足額を見積り上げて計上する様でございますが、その場合は不足額は是非やってもらう予想で予算計上いたす様でございますが、その不足額をどうか予定しを全部は割当きをやめって、これは新設とか、そういう特別の場合でございませんが、予算査定額に対して、不足額を見積り上げて予算計上しを出来たが、その予想割当が来てないそれに予算上では減ということでございます。新設とは別途

ございません。

8番

例えば新設とか関係ないというのは。

総務課

いや、これは中学校だけです。

8番

小学校はありますか。

総務課

小学校は勿論新設に関係して大きい。

8番

だから中学校の部だけ、例えばのみかたとしては、学級は足りてありますが、いわゆるここの計画だけは、不足するんじゃないかという予想のもとで、

総務課

不足するんじゃないかだけです。不足数量の例を予見しただけ。この不足例は例面らにきてないということでありません。

8番

結局、それからもう部分が強くなって

議長

そうでございます。

8番

その議員の動機の購入が遅れなかったという議員は少数派だけであって中堅ではない。

議長

中堅とは例外ございません。

3番

関連いたします。さきの少数派・最新鋭の3,732ドルの執行に対して1,137ドルと約3%の予算を出してあるという。予算の1%は2%で組んでおるが、1%でやって残で資材放出するのであります。中堅のうち1に19,318ドルの予算額に対して実行料が個別執行されている所ですが、その理由ですね。どこにあるか。19,318ドルの間に対しての実行料はどういうふうに組んでおるかですね。個別執行でと思っていると思いますが、それだけ予算にあっては、低いであるくせが、実行料は個別執行ということになってありますが、その理由について。

総務課

これは、公募債の場合、論議あっていろいろするように、二部組んだものは、減額になってありますが、この資料の中で、幼稚園の場合、これもこの資料を予想した場合、これの表の場合に、幼稚園新設の場所が、白さらがし、まきも沖浦、田中上ヶ谷として、地質調査をしっかりやって、建てるという形のようにありまして、地質調査をそれに、特別施設の新に少し不足した分の資料が、行ってありません。
そのほかにこの減額とかっり分りがいってありませんが、地質調査費にかかっている訳です。

○ 委

中学校のものが、行っている訳ですか。

総務課

中学校は、行ってありません。

○ 委

中学が19,318万円の減額に対して、委託費が、増額されている理由ですね。

議長殿

これはもう少し強く言えばよかったと思いますが、強く申しません。

2番

只今のもっと制度のあり方、公共施設から幼稚園に電波料(用)がかかったというんですが、予算執行上どういう面でこの予算ではあるか。そこに(用)がかかる法的根拠がある訳ですか。只今幼稚園に(用)がかかると、(0)さん市議の係に(用)がかかるというんですが、その人の負担はどういうふうに予算上に表れているかですね。決算時に表れるのか。

議長殿

今申し上げた幼稚園の不足分ではありますね。決算で表れるのもありです。これには出てございません。

2番

しかし事実は執行されている訳ですね。

議長殿

これはですね、不足幼稚園の予定にそれが不足しましたので、それが市議(同)者に対して、弾力的に対応しませんでしたので。

議長

本案につきまして、質疑の時間で、予算説明書説明をいたそうと思いますが、説明書説明ございませんか

（説明なしとの声）

議長

説明書がないので、左様決定いたします。

次に日程第2、議案第5号1968年度市営住宅建設事業費補欠入札の件

説明、引渡について、ご説明いたします。

議長

本案に対する質疑者の挙手を求めます。

はい、何番。

この補欠について、この前の時のこれは例がありませんが、市の工事の場合には、内容がよくわかっておりまして、これはこの補欠の予想に基本的な設計へ移行からの変更ということで、理解が同意をいたしたということ。これにまで確定が出ていませんが、予定を調査して、この68年度予算の中から

現場を調査してみる。それから
何度か設計する前に2回調査
をして、そのことでこれは解決に
すべきか大変なおりまして施設課
に再検討をお願いそう。割り当は
来ることは間違いないと。そんじゃ
数字をわからせてくれんかと強いこと
況であります。これは入札にかか
る段取りで数字をわらすことは出来
ないと。こまとであります。これは
大国に横浜方がそれを引張って解決
してみる方がよいと思うことでして
そうで、一寸大国ではあるんだが
5,000ドル以内の仮所が出るとい
う相談をすでに一応解決の決
決をして頂いて。これを盛り込める
段取りにしている段であります。
数字の方はまだはっきりしてない
まだ来てありません。

請願

学校に対する要望を伺います

3番

学校の中は本人が全然入って
ない況ですが。入ってないのにどうして
評価しますか。

財政課

収入も入る　そして支出も伺いて

3　番

政府で支出決定行為はするだけですが、支出負担行為は政府で手続上既に見ていますが。

財政課

見ておるかはるだいってないと思います。準備はされていると思います

3　番

準備というのはある程度とか、課の方でなるべくあろうという意思でしょう

財政課

なるべくあろう予算課程でもなくて殆んど確定的なものになって来ております。

3　番

確定じゃなくて確定的なでしょう。確定的は確定じゃないですから。

財政課

そうです。あれのをいそぎかんと確定にはなりませんが。確定的な予算としかいえないんです。

3番

本年度において、あとすという措置は、いや見解に入ってないんでしょう。入ってないというのではなくて、確かにそれだけ市財政市にあすという決定はまだされていない状でしょう。

説明員

まだ予算組まっていませんが、これが決って、するならば8月までに予算入れ出来る状でございます。そのもちろん6月議の予想のために一応予算の繰越の議決を頂いて数は負債未だ出にお決定はできませんけれども、予想を入れて繰越の議決をむしている状でございます。

3番

(6)いらから確定的というのは、設置などの部(1)の

説明員

そっちを施設です。

3番

それと説明は、市財政自体が財政にと説明だけは、施設課が確かにそれだけはあすという。

議長

いや、いや、だからそれはいけないと、入札前だから、政務の入札だから教育はいけないと。

5番

(挙手)そこいくと、解散の承認決議の件でございますけれども、自分の知識の限り伺いますと、ない例を解散すと、これは予算決算、或いは財政法で出る場合、あくまでも予算に表れて、それだけの理由がない限り、解散できないと思うんです。あくまでも例えば書きがあっちゃったりして決算でもって不用額に落ちて、そして新年度で新たに計上するならば、とかくない例の事業解散ということは一寸考えられないと思うんです。どういった形なのお考えですか。

議長

そうじゃなくて、これは既に政務では予算度にあってもすぐとか、ほぼ確実になってありますそう場合には例あっちゃうことには、だから年度がくるってしまう。例年度には例然額でさんで、新たに新年度で予想して挙げるとなると年度がくるってしまう。

5番

ということは、政府において補正度において支出行為をするという形になっている訳ですか。

財政課

そうです。

5番

解りました。それじゃあ、に質問を変えます。これは、現在執行中のもので、6月末までに工事が完了していない事業はないかどうか。

財政課

現在の所はございません。

5番

但し6月一杯で補正度予算に計上されている施設関係は支出行為を終るということですか。

財政課

そうです。支出行為は工事完了の時に、これは繰越しがあり得るのは仕方ありません。これは8月までに繰越明許ございます。

5番

私が申し上げようとするのは、あくまでも6月一杯で支出完了でない事業においては、繰越事業の承認の対象になると思うんですけど、どうお考えですか。

総務

お説としては、そうは考えておりません。負担行為がありゃ、6月一杯に済めば、実際支出は8月まで繰延明許費ございます。

5番

特にお伺いしたいのは、事業繰越のリスト提出、あくまでもこれは未知数でございます。未定でございます。これは9月の補正予算の時に8月一杯で終るとしたらこれは予想でございまして、いろいろな理由で工事の遅延を支出行為が出来ないものについては、あくまでも繰越事業の承認の対象にして7月一杯に完了して支出行為をするならば、手続の決算において出せるべきです。そうするって方向にはなぜ繰越事業の精算書の提出が出て来ないんでしょうか。それについては、どうお考えですか。

説明員

見込もってある予算年度における工事は、これは道路の舗装、整備はだいたい。6月一杯での予想でございます。ですからこれについての変除去は8月までは繰延期間でございますから、道路舗装の完了は6月一杯に済ますということ。

議長

何番につきましても質疑の段階でございますが、質疑者流にしたいと思いますが、別異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

別異議がないので、原案決定いたします。

議長

次は6月18日の臨時議会におきまして、質疑者流にいたしました議案第36号、37号、38号、39号、40号並びに参考資料としての意見書を提出、両者上程いたします。

以上で本日の予定を終了します。

2. 番

就学年40才の年入面について1点だけ質問します。2教職員として貴国為置して汁上すべきものであるが、本ゴはしてないので いかなる理由で貴国為置してないか、その経緯を教えます。

答弁求む

これはあっていやるとおり 1ボルとしての貴国為置すべきであります。そのことをお答えします。

11 番

生徒の活躍の中にありまして、積雪期から解雪までの期間について、これは生徒が不本意ながら外の施設に出ぜざるを得なかったという点があることであります。その為学校は不本意なことをやるかどうかということは、この給食施設の問題は、教育的見地の問題として以来から取り上げられた問題であります。書面でいえば去年から取り上げられた問題であります。しかしながら色々で変更せざるを得なかったと、この地域住民の間での事情、その他につきましては理解する次であります。しかしながら、残念ながら

この給食施設を誘致するにしなければならない不本意なことをやるのか、その辺についていささか不可解であります。そこで給食センター、学校は又給食施設まで施設してないとこうの給食施設の例様の説明を聞いた場合は大変についてはっきりした説明をして頂きたいと思います。

教育長

不本意であるが例えばの建設費を結局こちらに入れざるをえないもの、その残りの分を負担をしないというような筋合いであります。大阪いの産業政策審議会の答申は基本は中部の手伝。この審議会答申に基づく11%の建上げがありうるし、もしそれだけを今度のときにそれを建上げても幼稚園とか施設とかそういうものこの建築のなかに入らないそれに結局こういうふうなことが出来ないと、従ってもしいずれ例えばその建上げた所のそれをこれに入れないと幼稚園のそういうふうな施設なんかができないと、そういう以上のことから、これを建設をもっと本年度この中に盛り入れたいであります。もしそうしないと、その幼稚園の施設の方ができないと幼稚園の方がやはり、幼稚園の方がうるさい。

10ページになりましたけれども、商施設の方は半分しか出来てありません。
従って そういろいろな方面からどうしてもこれを導入出来ると望ましかったそういろいろなことがあります。

11番

主旨から早速ではあります。予算は昨年度の教育行政を執行するそれに施設一部分がかっさいがどうか。その施設自体にこの盛り込まれた給食施設の問題は何時どう形にして解決出来るのかどうか。その中にはあるかどうかそういった具体的な到達点についてですね。はっきり創設してもらいたいものこととであります。

教育長

申し上げます。現在の教育区に対する配分したところの予算というものは、中部地区のこれを下回っている訳でありますが、それをそのまま中部地区の平均までもっていっても仲々委員会で考えている処の何が出来ないと、従ってやむを得んので幼稚園の施設のこれをするためにはどうしてもやむを得ないので、給食のこれがもしこういうふうなことが計画された場合においては、これは結局起債をしてでもこれは、そういうふうな若内の何をやっている訳であります。

11番

先程委員長の御説明では、銀行は貸してくれないと委員会に対して、そうしますと起債をもって基本計画を進めるんだという教育長の只今の御説明でありますけれども、じゃこの問題については、これからもし起債を持つということであれば、私はすぐ計画が進められると思っています。従いまして、今年一杯でその問題が解決できる見通しがついておりますか。起

債でもってやるということであるならば、ある程度これは話し合いがなされていると思いますが、そのように受け取ってよろしゆうございますか。

教育長

これについては、やはり委員会が起債をするにしても委員会の自主財源というものはありません。従ってその財源の見通しはやはり市と相談してそうする以外にないと思います。委員会の方が財源があるならば、この起債ゆを進め、委員会自体で起債をすぐやることもできますが、やっぱりその起債した処のものは、負担金の方から市の負担金の方から出していかなけりゃいけません。そして市の負担金の方から出していく場合にそれだけの積上げがない場合には結局小中学校のその需要額から需要額にくい込んでいくということになりますので、やはりこれについて、すぐ起債のこれがあるかということにつきましては、やはり市との相談の結果がなければできんじゃないかと、こう思っております。

11番

何かしら、ぼけているような感じをいだく訳でありますが、見通しについては、今のところ立てられないと、当局との話し合いの結果を見てでないとその見通しについては、はっきり言えないということですか。起債の問題その他の自己財源、そういったような問題についてもやはり委員会として~~やはり~~自己財源がないので市に依存しなければならないということであるならば、当局、市とよく相談してからでないと見通しについて立てられないというふうに受け取ってよろしゅうございますか。

教育長

一寸待って下さい。

議長

暫く休憩致します。

議長

再開致します。

教育長

不本意ながらということは、やはりあの積立金を給食施設を造る

という申し合わせがあったけれども、その申し合わせを実行できなくてこれを幼稚園のそういう方面に入れるために予算の中に打込んだというのが、不本意ながら打込んだと、それはそれを入れても尚中部地区の大体需要額の平均よりも下回るとこれは財政上から申し上げます。結局中部地区全体のレベルよりもそれだけ下の教育しかできないというふうなことになるとこう思います。即ち中部地区の平均よりも下回った教育しか、財政上から見た場合であります。これは別の方面からじゃありません。財政上から見た場合にはそれだけしかできないという結果になると思います。そうします場合にやはり委員会と致しましてもこれは重要な問題でありますので、そこでこの申し合わせたものをやはりそれにぶち込んだんだと、それから各学校の方の完全給食につきましては、各学校でもこれを計画なさって、そして委員会の方にこういう計画、こういう具体的な計画をもってやっておるので、委員会としても、これについて協力してくれ、やらして

頂きたいというふうな、そういうふうな申し入れを現在の処はまだありませんが、もしそういうふうな申し出がある場合においては、やはりその金を市と相談して市の方の教育負担金、そういうふうなものを増して頂くか、もしそれができない場合においては、委員会としてはやむを得ない手段ではありますけれども起債をしてでもそういうふうな学校のこれを致して上げようとそういうふうな気持であります。

11番

趣旨を生かせない、生かさなかったということについては大変不満でありますけれども、事情が事情でありますので（聴取不能）関係学校に対して、もしその学校や或は地域住民当りからその申請があれば、充分盛り上げてそしてその実現していくといったようなことについては、はっきりしておりますか。

教育長

これにつきましては、又皆さんの御協力もよろしくお願いしたい

と思っております。

16番

問題は予算の件でありますのでこれにしぼってお聞きしたいと思っております。直接財布は市長が持っておりますので、市長にお聞きします。確か一昨年でございましたでしょうか、保育所の設置の問題に対して、それにひっかけて私、各部落におけるいわゆる幼児の預り所ですが、通称我々は幼稚園だと、そういうふうに総称しておりますけれども、その場合の市長の答弁は大変結構な答弁でございました。いわゆる幼児教育の重大さということを説明されております。市長はかつては教育もされております。それで、そういった保育所、しかもこれは不特定少数のもののためのものであります。そういった施設に対して起債までして事業をやった、しかし今日において、こういった中部地区でも平均にも足りないというこの予算、まだ教育というものは、百年の大計だとよく言われます。一挙に形に現われてこない。そこら辺どういった面から配

慮して、敢えて固執するのか、こういった財源がないということを言っておるのか。然らば教育の重大性、あの説明されたあの時点のあの意気であるならば、この不足額は起債してでも当然充当すべきじゃないかといったような私、考え方を持つのであるが、あの答弁と今日現われた処のこの予算額との関連について、如何様な説明をなされますか。

市　長

お答え致します。勿論教育の重要性ということは、勿論でありますが、現在の今年度、来年度の予算においては、その教育委員会からの要望にこたえきれないということは、残念である訳でありますが、その教育予算の問題については、教育委員会での方で充分検討されておるし、それからその内容について、充分に私の方に打合わせられなかったということも一つの問題があるんじゃないかと思います。それから保育所と幼稚園ということは、勿論幼児教育でありますけれども、保育所は市民の要望によって、そして

んケ所今造っている訳ですが、これは起債して、政府の大巾な援助によって造ったもんであります。それから幼稚園につきましても当然これは公立幼稚園に持っていくべきであるということは、市長としても当然のことであります。そして今、先程から教育長から説明がありましたようにその幼稚園の公立に持っていくということは、非常に私も希望する処でありますし、しかし今の処、どこに何時、こういうようなことをするんだというような計画がまだなされておりません。それで今後の問題としては、委員会が考えておられるような起債の方法もこれは向こうからの要望もあれば、当然検討すべきじゃないかと思っております。

16番

只今の市長の発言からされますというと、私は大変悲しい思いをします。委員会と市長の間に意思の疎通が欠けているということを今はっきり立証したような格好になっておりますが、それは認められますか。充分に話し合われ

なかったということ自体ですね、意見の疎通が欠けておると、こう今、市長の答弁は、委員会との間のですね、話し合いが充分なされていないということを今裏付けた答弁をされておりました。そう受け取ってよろしゆうございますか。

市長

そういう訳じゃないけれども、その委員会の将来の計画がまだ知らされてないという訳であります。

16番

問題はですね、こと教育に関する限り待てということは通用しないんです。子供は成長していきます。しかしながらこと市の一般会計に関する限り今年は我慢しようやということは可能なんです。こと教育に関する限りはブレーキはかけられません。子供等は待っても待てない、子供等は大きくなっていきます。果して中部地区の平均にもみたないような結局教育予算だということであれば、これは宜野湾市の児童生徒が、それだけ冷遇される訳です。

結局、裏を返せば、宜野湾市民がそういった教育に対する理解が足りないんだということをこれは立証する訳です。そこら辺から配慮した場合やはり一般会計をある程度、勿論緊縮財政ではあっても、もっと引締めてでもこと教育に関する限りうんと力を入れようと。そうすることによって人材はこれは養成されます。あらゆる文化、色々なものも教育によって始めて花が咲く訳です。それには長い年月が入ります。そういった教育の重要性ということをしかもそれは長い目で見なくちゃいけない。すぐやってすぐ結果が出る問題じゃないはずです。そういった面からして、他の支出行為をある程度節減して、この教育予算だけを充分に、せめて中部地区の他町村なみの結局支出行為ができんもんか、どうか、そこら辺をお聞きしたい。

市　長

お答えします。勿論教育ということは、特ったはできないということは、私も充分承知の上であり

ます。御質問の通りそれは、当然でありますけれども教育というものが、使ったかけられないということは、充分解っておりまして、その問題については、誰しもそれはそうであります。しかしその問題は予算の問題でありまして、需要費に1万ドルを上積して、これでやってもらいたいというようにした訳でありますけれども中部地区と問題がありますけれども勿論それは検討すべきでありますけれども今年度の市の財政としては、これ以上できないということでありまして、教育予算を削って、他のものにしようということはない訳であります。これは非常にですね、皆さんが今質問なされているということは、非常にいいことであります。いいことであるけれども、各市町村の財政によって、そしてお互いに話し合いをしていくべきであって、教育費は思うぞんぶんやれということは、これは当らないんじゃないかと思います。

16番

思う存分やれということは当ら

ないとおっしゃいましたが、私の言った趣旨自体が充分理解されてないようであります。私が申し上げたのは、特に沖縄の場合、非常に貧乏な所であります。これを解決するためには、人材を育成する以外に沖縄は救われません。そういった面ではっきり申し上げて、道を造るのは大変結構でありますけれども、これは後回しもできるということです。しかしながらこと教育だけは待てないんですよ。そこら辺はもっと配慮できないかと言っているんであってですね。

市　長

御質問の要旨は充分解っています。充分解っていますけれども……。

16　番

誤解されては困りますよ。

市　長

はい、誤解していません。それは非常にいい質問でありまして、誰しもそれは解っています。だから問題はその財政の中において、

教育もこうしなければいかん、一般予算もこうしなければいかんということに問題がある訳でありまして、今の御質問は充分解っております。

16番
特に方味はないですかな。

2番
議案第40号と関連して一つお聞きします。40号におきましては、今度のこの予算を組む時点におきまして、従来よりは各学校の備品の中に強化備品の増しが見受けられておりますが、従来から政府援助とかそういうのが来た関係上、ある程度相当額のPTA負担が当然義務教育であるべきのが、当然父兄の負担でやられている事例が今迄であった訳であります。そこにおきまして この予算を組む時点におきまして、ある程度そういう父兄のPTA負担当然教育費で賄うべき性質の分を軽減しようという形で組まれたのがあるかどうかですね、例えば、4.5歳の中学校の教育費におきま

して、両中学校とのえ～3年以内に図書館ができていますが、図書館費が相当増しています。しかし増してはいますが、依然として、父兄の負担が生徒1人当り10セントというような図書購入費がうんと負担していますが、当然そういう面も考慮されてこれを予算を増されておるか、それをぬきにして、あれはあれ、当然これだけは、一般負担だという面の組み方であるかですね、それを一件伺いたいと思います。お解りですか、この予算を組む場合、の大きなあれですね、公費で当然賄うべき性質のものは、当然教育委員会が政府が、当然これは政府の負担。

議長
暫く休憩致します。

議長
再開致します。

教育長
お答え致します。義務教育費の負担というものは、元来これは、やはり公費負担ということが、望ま

しいと、こう言われています。尚、又別の方の何について申し上げますとこういう方もおられます。義務教育費の負担の公費ということは、結局授業料を取らないということだと、そういうふうなことを言っておられる方もおります。今言われる所の、父兄の負担を軽減するという意味において法の予算をあまれたからこう言われることもとでありますが、やはりそういうふうなことは、この中には含まれているものとは思います。意図的にはそういうことはありません。と申し上げますのは、やはり消耗品にしても、このすべての単位費用が毎年毎年上って来ております。従ってこの単位費用のこれを基にして、費用を決めておりますので、やはりそういう点から申し上げますと、学校のそういう方面の費用を軽減すると、そういうふうな意図がこの中には含まれておると。

五番

只今お聞きして解りますが、意図に含まれているのか、負担に対するそういう意図の内容だという

ことをPTAそういう面に呼びかけされる、そういう意図があるならそういう面でこの部分はこういう意味で軽減するよう取組んであるのか、という面の意図、やられるという意思があらわれる訳ですね。

教育長
今後そういうふうな。

五番
いや、現年度予算を執行する段階におきまして、この分の意図はこうして組んだと、この分はある程度軽減するんだということを意思を発表されるお考えがあるかどうか。当然やられると思いますが…。

議長
暫く休憩致します。

議長
再開致します。

教育長
お答えします。この予算を編む時に、夫々各学校の校長先生か

らその学校の施設、設備の方面のそういうふうなものも大体順序をつけて、そしてその学校の要求するものを出して、そして学校の方のどういう方面の特に要求としているということを、それによって、予算の範囲内でこっちで決めるところの予算の範囲内でその順序に従って、そして切っていきます。そして校長先生の方とは、大体こういうふうなところ、これだけの要求があったけれど、しかしこの位しか今年はできないということを校長先生の方にもお話ししてありますので、そういう方面については、多分学校の方でなさると思いますが、委員会として、そういうことを父兄の方に呼びかけて、こういう方面のものをこっちがやるのでよろしいとか、こういう方面のものをこっちがやってよろしいと。

五番

解りました。じゃ、各学校から評価基準について、どの位の要求があって、どの位の配分になっているかですね、これはすぐ解りますか。大体。

教育長

お答えします。備品については、あの基準にある所のそれを積算基準にある所のものをそのまま出して、それから施設については学校から出された所の施設の約半分位しか、

ん番

しかし皆さんの出されている所の教育要覧によって、中学の場合には109名予定されておりますが、最低の場合には16%とかいうような、小学校の場合9%という最低数字も出されておる、そういう面におきまして、そういう面の教育の設立という面で当然、委員会の公費で賄うべき性質のものであるのか、これだけ負担することと自体が問題がありまして、今度の場合におきまして、それがおり込まれているというんだが、そういう面で父兄の負担過重にならんように御要望申しとげますが、次に議案39号、質疑の段階で後で相当問題になっておったのでありますが、委員会に御要望申しとげますが、この案件を撤回して再提案する意

思があるかどうか。もしもないとした場合にはそれに附随される、議会としては、否決か、可決か、以外にないので、皆さんせっかくつくられた公民館長の給料とか、体育委員の増額とか、そういうように全部執行ができるようになるんだが、それ御承知の上であるかどうかですね。問題なくて、法に触れる部分もあるので、その条項を相当検討を要するという面で今まで継続審議になっていますが、撤回して再提案する意思があるかどうか。もしもないとした場合には、否決又はそういう場合には当然それに附随して出された教育委員会側にあるんだが、それを御承知の上であるかどうかですね。

教育長

最初に、否決にはしてもらないようにお願いします。これは報酬の件でありますですがですね、これはやはり委員の報酬及び費用弁償でありますけれども、報酬のこれについては、やはり私は文教局の見解をそのままこわ前申し上げたのでありますが、やはり法務局

宜野湾市議会

の見解の方もお聞きした訳であります。法の趣旨というものは、法の精神というものは、法人である所の市町村とそれから法人である所の委員会とが対等であると、従って、その議員さん方の報酬、それから委員さん方の報酬の均衡を保つ、均衡を保つということがこの法の精神であると、従って議員さん方の議長、委員さん方の委員長、これは同じことで、あれは同じ額であれば別に差しつかえない、それから副議長さんと副委員長さんとこれについて、同じ額であれば結局別に向こうの法にある所のこれとは抵触しないと、それから委員の方と議員の方とは同じであれは抵触しないと、あまり字句にとらわれ過ぎてはいけないと、そうして法の精神というものは、結局その二つの均衡を保つということが精精であるので、そういうふうな説明を法務局の見解をお聞きした訳であります。そういうふうなことでありますので、法の精神をおくみ取り頂きまして、これを否決にしないようにお願いしたいと思います。

ん 番

理由は解りますが、大体法の精神自体は、委員会の方でも当然だし、皆んな住民の中から選ばれたあれで、そういう法の精神自体は、解っていますが、法文の内容、その問題が問題にしてくるんでありまして、当然これはお我々としても可決だけはこれは出したいというのは変りはないんです。要は何故それだけ字句を統一してやってないか、そこに問題があるのであって、そこにおきまして、委員会がそういう意見があるのなら当然万一の場合には、そういうような内容の問題も全部ひっかかってきますので、責任は議会にはなくて、当然それに向い合わせて出されたということで委員会も持ってもらいたいということです。

教育長

もう一だけ申し上げておきます。これに関連する所の期末手当の問題も関連するかと思いますので、これも申し上げたいと思います。これも文教局の見解を申し上げた訳でありますが、立法院にお

いても文教局の中央委の規則をつくって、その予算が、立法院でも通過して、去年から中教委の方々はおもらいしております。その辺から見た場合に結局、現在の法規でもやはり期末手当をおとげるということは、これは違法ではないとこう思われます。それからもう一つは法務局の見解もやはり文教局の見解と同じような見解であります。これもやはり法務局の見解もお聞きした訳であります。

2番
解りました。

3番
時間の都合もありますので、私の必要だと思う点だけお聞きします。40号議案につきましては、それは提案された時点それ以来問題にされておりますが、先程の市長、並びに教育委員会側の答弁における所のくい違い外ないなもの感じられます。この40号議案につきましては、意見書付き議案であるということに特徴があります。議会と致しまして

は、意見書がついていようが、ついていまいが、議会は議会の独自な立場で審議決定する訳でありますが、やはりしかし意見書がついているのとついていないとでは、それなりに慎重に検討しなくちゃいかない問題であります。そういう訳で教育委員会の考え方、提案者である市長の考え方をおでりはでり聞いている訳でありますが、尚しっくりしない点があります。直感的に感ずる所は、先程の議員の発言にもありました様に又、数日私が発言しました様に、教育委員会と市長側との間に何か感情的なみぞがないかどうか。市長は教育委員会の顔を見たくない、教育委員会は市長の顔を見たくない、こういったような感性的対立がありはせんかどうか、といったようなことまで私は先日発言しております。今日も又そういう感じを受けます。教育予算につきましては、教育委員会において充分に検討された、こういうふうに説明されておりながら議会に対して、議案提案者であるところの市長は、教育委員会側から教育予算について説明を受けていな

い、こういったような話をさっき打ち出されておりますが、この件につきましては先日も色々な観角度から聞きましたので、繰り返えして聞きません。そういう状態にあるんだなと私自身が認識すれば結構です。そこで市長にお尋ね致しますが、提案してあるわと意見書、即ち教育委員会側が教育予算として、決定した予算案これ比較検討致しました場合に市長が教育委員会が出した結論より削った理由、減額した理由でありますが、これは財政の都合であるのか、つまり金がないから出せないのか、それとも才出はそれだけ出す必要はない、金のあるなしとは拘らずに教育予算はそれだけ才出は計上する必要はないといった意味から減額したのであるか、この二つのどちらの理由を取られたのであるのかその辺について明確にしかも簡潔に御答弁願います。

市長

お答え致します。市の財政ともにらみ合わせて、教育予算につきましては、市の財政ともにらみ合わせ

で、これだけが適当であるということで、財政難ということも勿論あります。そういうことでやっております。

3番

仮に財政が本年度なみに窮屈でない場合に才出面そのもの、才出に計上された、各款項目の計上額、それについては、もっと減額すべきであるといったもっようなお考えで減額したのであるのか、その辺お聞きします。

市長

お答え致します。これは同じ法人格でありますので、議会に提出することになっておりますので、私からそれは答弁できません。

3番

しかし提案者である市長は予算案を決定した教育委員会案、これに対して、市長の資格において修正する権限を持っております。現に今議会に対しては、教育委員会が出した予算案を減額修正して正式提案されております。そのまま教育委員会が出した予算

案を妥当だという立場でそのまま提案されたなら別として、実際は減額して、教育委員会予算として提案されております。減額するからには、教育委員会が出した結論に対して、いわゆるメスを加えるためには、それなりの必要性を感じて市長自身がそれなりの必要性を認めて、修正したはずであります。従いまして、内容について全く解らないということは通りません。もし通るとすれば、それだけ全部出したいんだけど、金がないからない袖は振れないという立場であるならば解りますが、その辺についてもう少しこの案件は後、しばらくたてばいわゆる是かー否か、議会で決定する型でれ着々今進んでおります。そこでどういう一票を私は裁決権を行使するかは、慎重にしたいと思いますので、そういう立場からもっと振り下げて市長のお考えを聞いている訳でありますから率直に御答弁をお願いします。

市　長

お答え致します。勿論ない袖は振れないということで提案して

おります。それから中身を見られではお解りのことと思いますので、これは議会におまかせしたいと。

3番

まだ私が意図する所に納得するような答弁はされておりません。財政上ない袖は振れないということはこれは解りますが、才出面は議会におまかせするということは、先程私が申し上げました。議会は議会の独自の立場で判断致します。提案者である市長の考えを聞いている訳です。才出面において、提案した市長が教育委員会が出した結論よりそれだけ削減してあるが、それで充分だという信念の基に減額してそこに出されたのであるのかどうか。その如を私は詳しく聞いている訳です。もしそれじゃ、こういう質問の仕方に変えますが、現年度予算は100万ドル予算、次年度予算はそれに比較して約80万ドル従って緊縮予算であります。又才入が減ったからそうなっていることもこれも説明不用であります。そういった立場から次年度は、財政上窮屈で

あるからというだけで減額されたわであるのか、裏を返えせば、才出面は教育行政上それだけは教育予算として必要である、必要であるんだが、財源が伴わないから減額をせざるを得なかった、こういう趣旨でありますか。それともそうではないですか。私がお聞きしたい肝心な所であります。

市長

その財政難で、ない袖は振れないわで教育予算においてもそのつもりで予算を組んでもらいたいというふうにお願いしておるんです。

3番

予め教育委員会に対して、今度は財政が非常に窮屈であるから、教育予算はそのような組み方をしてもらいたいということを教育委員会が予算案として、結論を出す以前において、相手側に宜野湾市の市長の意向としてお伝えなされたんですか。今の話は。

市長

何こうから5月31日に18万いくら

かのものを予算組んでもらいたいということが来て後であります。

3番

特に他の案件と違いまして、教育行政に関する案件でありますので、他の案件同様に私個人と致しましても積極的にあたるだろうということは率直に申し上げて、やはりこれは申し上げにくい点があります。そのために教育委員会並びに市長から色々考え方を聞き出そうとして今努力している訳でありますが、先程の質疑応答にもありました様に他の問題をどうしても市長でありますし、色々な問題、しかし同じ必要であるという問題にも更に一歩進めた場合には、優先順位というのが関連して来ます。そういった面から検討した場合にないから出せない也、そこでないものをあるように例えば起債という手段、場合によってはこういうことも考慮したお考えであるのか、しかし財政の都合があって、やはり他の才出面とも関連してそういうことは考えられないというお考えであるのか、その辺までお聞かせ願い

ます。市長の考えとしてで結構ですから。

市長
現在の所あらゆる角度から検討致しまして、しぼりしぼってこれ以上は出せないというような見解に立って提案してあります。

3番
提案する時点においては、まだ説明も充分受けてない。その後この案が出されて、議会としての問題含みであるという空気を貴方方が察知されて、その後教育委員会側としての案件に関して、何等かの接触をもったはずであります。その接触の場において、確かに相手側は教育委員会側が出した予算案通り何とかして頂きたいとか、市長は提案してあるようにどんなにしてもらいたいといったような両方の立場を主張しながら各々の考えを相手に納得させるために接触があったはずであります。ありましたか。

市長
これは先程も御説明申し上げた

ように接触は充分やった積りであります。

3番
提案と接触との話でありますがやはりそうですか。

市長
そうであります。

3番
提案と更に当事者が話し合いをしたんだけど、結果的には相手は相手の立場、市長は市長の立場考え方に変りはないというまとめたらそういうことになる訳ですね。

市長
先ほど申し上げましたように、いくらかの歩みよりは委員会から提示されております。先程申し上げました件については、まだ金額が確定しないので、金額申し上げられませんけれども、それだけは難入に受けて、来年度の教育費に使おうというふうに歩みよりにはなっておる訳です。

3番

この件はいわゆる、関係当事者、教育委員会、市当局、議会で設定してこの金はどういうふうに使うという制度がありますので、それで直接それに触れたくありませんので、今そういう考えであるという市長の答弁を聞いてこの件に関する質問を終ります。以上。

5番

時間ありません、簡潔にお願いします。

議長

暫く休憩致します。

議長

再開致します。

5番

先きの教育長の御説明の中にも番かる番からありましたけれども、合法的でないが、予算に計上したいと。合法的に義務付けされたものはやってないような所がございます。特に11番さんから沢山でございましたけれども、

給与関係について御説明願いたいと思います。学校給食の第6条第2項の中にあくまでも給食施設を設置した委員会は、その維持、運営経費については全額負担する義務を負わされております。そして現状の学校給食をやっている学校の実態はどのようになっておるか、教育委員会は義務付けられた負担をどの程度財源について補填されているかその辺について御説明願います。義務付けられております。

もう一度読みます。学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及び学校給食の運営に要する経費は義務教育諸学校の設置者の負担とする。となっております。特にその伸びっぷりでは、大山小、善天内小、のPTAから陳情書が去年出ておりますけれども、これに対する財政的なものじゃなくして、この条文に対する基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

教育長

お答え致します。なるほど今言

われる通り、その趣旨はその通りであります。御意見もでもっともだと思っております。現在の所、完全給食をやっている学校が全村、全体ではありません。従って受益者の方々が一部分に限られていると、それで結局受益者の方々でも、何いく分か持ってもらう、もし全村が必要にてういうふうになった場合においてはお趣旨のようにそういうふうにやっていきたいと思います。

5番

私が最後に申し上げました、この条文に対する教育委員会は、基本的な考え方はどういう考え方ですか、財政問題じゃでございません。当然義務すべきだと思うんですか、それともある程度やっておればいいんじゃないかという考え方ですか。当然義務すべき条文だと私は解しますけど。その通りであるかどうか。

教育長

先ほど申し上げたようにやはりでもっともの御意見だとこう思います。けれども、やはり全村が全学

校がこういうふうな完全給食にたっていないもんですから、一部分を受益者が持って頂くと、全村がそういうふうな学校給食を何された場合にはお趣旨のような金額、

5番

じゃ、もう少しつっ込んでお聞きしたいと思います。これだけ義務負担行為が出た場合には、私が維持、運営そういった面について振り下げたいわば人件費でございます。人間を雇うがうれば、それだけの身分補償もやらなくちゃいけませんし、現在の所委員会は補助金として流しておる、もしその学校におられる給食婦の方々、身分補償ございません。もし何か人身災害があった場合には、誰がやりますか。誰が雇用者になりますか。設置した方が雇用者であるのか、学校長が雇用者であるのか、人件費の問題でございますので。

教育長

先ほどから申しあげるようにお趣旨の通りがごもっともだと思う訳

であります。従って財政とか、その他の方面の色んな事情から今後の課題として今委員会の方では考えておる訳でありますが、将来においては、御趣旨の通り是非やっていかなければいかんとこう思います。

5番

現在のままである程度進めても、人権には差し使えないと受け取っていいですか。いやしくも3ヶ年、4ヶ年継続して雇用しています。その方々は何の身分補償もない、これはあくまでも労基法に抵触すると思いますけれども、臨時雇用であろうと3ヶ月更新しない限り人間は雇えません。しかし3ヶ年、4ヶ年なっております。他の消耗品とか、備品とかとは性格がおのずから違います。自分の身になってこれを考えて頂きたい。自分がもしそういう立場であるならばどうなるか。だからいずれが雇用者であるか、正確にして下さい。学校長か、委員会か、財源の問題は問いません。

教育長

お答え申し上げます。今、給食婦については、委員会の方は間接雇用をやっております。それで給食委員会というものをでて、その給食委員会の方が直接それは雇用しておると、道義的な責任はやはり委員会の方にあると思います。

5番

私がお聞きしたいのは、品物じゃございません。人間でございます。道義的とかそういうものとは性格は自ら違います。何れが雇用主であるかということです。只間接とかそういうものじゃございません。

教育長

現在の所としては、

5番

給食をさせて、造らせた方が雇用者であるのか、経営を一任された学校長が雇用者であるのか、それとも負担している父兄が雇用者であるのか。何れですか。三つのうちどっちか一つ聞けば結構でございます。間接とか臨時

とか、そういうものじゃございません。この人を何の目的で誰が雇ったかを聞いている訳です。

教育長
給食組合といいましょう。

5番
給食組合というのは存続しておりますか。

議長
暫く休憩致します。

議長
再開致します。

5番
只今の質問としては、委員会としての決定事項がまだでてないようでございますので、午後までに文書で回答してもらいますようにお願いします。以上で終ります。

19番
市長にお伺い致します。先程3番の質問と関連しますが、これは8,000ドル余りの差額が出ている訳ですが、意を押したいと思い

ます。起債を起こしてやるお考えはないかですね。又そのままの形れ（聴取不能）

市　長
お答えします。起債を起こしてこれを補うということは毛頭ありません。又でもない訳であります。

19　番
一般予算をですね、支出面を再検討する用意はありませんか。

市　長
議会に提案してあります。でございません。

19　番
だからですね、調整するお考えはないという訳ですか。

市　長
出してありますので。

19　番
先程から色々教育の問題について沢山の方々が質問されておりますけれども、これは非常にです

は、外のものとは違って、最も重要視されなければならないものであります。予算も更に再検討されない、起債もされないということになりますというと、そのままの形で要求を拒否するということになる訳でありますけれども、そうしますというと学校教育の点ではこの意見書にも出ているように中部の基準をずっと下回って教育でもないという形になる訳ですが、全然市長としては、検討の余地はないということですか。

市　長

一応市長として議会に提案しておりますので、提案した以上は更に取り返して直すということはできないということだと思います。

19　番

やろうと思えばできるんじゃないですか。

市　長

そういう意思はありません。

19　番

はい、分りました。

8番

会計係の方予算説明を御準備願います。先程から緊迫財政云々で相当賑っているようでございます。そこで先ず1枚目の9節の委員会旅費が90日計上されております。これはコザ、具志川、より回数は多く見積られておりますので、結構でございます。しかしながら市民の声からすると、委員会がどうも時間的に少なすぎると、出勤の時間が遅いんじゃないかというような声も聞かれております。そこで、定例会、臨時会、出勤時間を後でお知らせ願いたいと思います。それとその下に調査費の方が組まれて1,000ドル計上されております。これは確か去年も委員の調査費として計上されたと記録されております。そこで毎年委員会の全員が調査する目的、そういったのを御説明お願いしたいと思っております。次に同じ9節の旅費であります。これは職員の旅費、普通旅費と、特別旅費がございますが、普通旅費はどういったもの、特別旅費

はどういったものその辺御説明願います。

教育長
お答え申し上げます。調査旅費というものは、これは一体化とか、こういうふうなものが呼ばれておる時代であります。従って委員の方々も他府県のそういうふうな委員会の調査視察をして、そういう方面のものに参考にしたいと、そういうふうな趣旨から計上してある訳であります。

7番
そういったような趣旨から毎年必要ということですか。調査というものに対しては、私は別に異存はない訳ですが、毎年計上されておるもんに一々あれですが、そういう意味で解していいですか。

教育長
やはり今、新聞紙上でも一体化の問題について、論議がなされておるし、色々と新聞紙上にある訳で、実際に委員の方々も他府県の実状というものを視察調査をして、そしてそれに対する一体化

に対する所の心が考えというものを送るという意味でこういうふうに旅費を計上してある訳であります。それから特別旅費のこれは、そういう方々と一緒に事務局の方からも1人行って頂くということでこれがある訳であります。

8番
特別旅費ということは、規則にはないですか。

教育長
これの方は、特別に管外の方に行く所のものであるので、特別つけてありますが、やはり打ち切り旅費の方で何してもらいたいと思います。

8番
今先、打ち切り旅費というお話がでございますが、職員の場合には旅費支給条例がございます。それを適用せずしてすぐ打ち切るということもできる訳ですか。

教育長
これは職員の方の何はやはり規則にある所のそれを適用して、こ

れによる所の計算によって旅費は支給される訳であります。

8番
先程の5番さんの質問と関連致しますが、7節の賃金、賃金ということに昇給というのがございますか。

教育長
何頁にありますか。

8番
10頁にもあるし。

教育長
昇給のこれは、それだけ賃金が値上がりするということを意味しておると。

8番
これは賃金という節に昇給ということはあり得ないと思いますので、その辺について。

議長
暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長

再開致します。（午前11時51分）

議長
これをもちまして午前の会議は終ります。尚午後は2時から再開致します。

議長
暫く休憩致します。（午前11時52分）

議長
定足数に達しておりますので、只今より午前に引き続き質疑を許します。（午後2時）

議長
暫く休憩致します。（午後2時1分）

議長
再開致します。（　　）

議1番
議案第39号に関連して質問致します。多くの議員から質問が出されましたが、この教育長の答弁において、教育委員の期末手当に関する部内、内、この件について法務局、文教局に見解を正したところ、支給するのに違で

はないということをおおせられましたが、どういう根拠に基いてこれを支給されようとするのか、その辺まで充分正したかどうか、伺います。

教育長
お答え申し上げます。前にも申し上げましたが、中央教育委員会においては、やはり中央教育委員会の規則、それから区委員会の規則、同じような規則があります。そこで、中央教育委員会では、やはり中央教育委員会の規則にこの手当を支給することができるように規則を設けて、そしてその予算を立法院の方に出して、立法院の方でもやはりその予算を通して、既に去年から支給されております。区委員会においてもやはり同じ法によって、しかも同じ向こうも広瀬、こっちも広瀬されております。従って向こうができるならばこっちもできるんじゃないかと、尚文教局の方では、そういう趣旨に従って中央教育委員会の規則を造って、支給をしておると、それから報酬の中には、やはり報酬という、ものは、その精神面の苦労、精

神面の責任と、そういうふうな所の、それに当る所の報酬になるようでありますけれども、この報酬の中にはやはり手当も含まれているようであります。それから法務局の方でもやはりこの現在の法でも委員会においてその支給の規則を設って、支給することは、これは結構、違法ではないとそういうふうな見解を法務局にお聞きした訳であります。それともう一つは、そういう期末手当を支給することは、今の所としては、同しような何でありますので、支給した方がいいというふうな何を持っている訳であります。そういう気から支給の規則を出した訳であります。

1番

皆さんのこれを提案された時点と今現時点における時点とどういう見解に立っておられますか。

教育長

妥当だと、そう思っております。

1番 . . . . . .

この予算を計上するに当りまして、相当検討されたと思いますが、沖縄の各市町村で現在教育委員に期末手当が支給されている所がございますか。予算に計上された所がございますか。

教育長

現在、私の知る範囲内においては、予算に計上されているというふうな所は聞いておりません。但し予備費の方でそういうふうなものを持っているということは聞いております。

1番

私が知る限りにおいてもその通りであります。今議会にコザ市当りが計上されたと聞きますが、やはり撤回されております。この点はこれで終ります。同じく39号の教育委員の報酬の件でございますが、その件も各議員から質問がございましたが、教育委員は議会議員のそれを上回ってはいかないという議員という定義について相当論じられておりますが、教育委員長の報酬75ドル、今議会に出されております。議会議員の

報酬が70ドル、議長が85ドルであります。これを御存知ですか。今議会に提案された議員の報酬について御存知ですか。

教育長
議員の報酬については、聞いて知っております。

1番
皆さんが説明の中でおっしゃられております。委員長の75ドルこれをどの辺から割出したものであるかを御説明願います。

議長
暫く休憩致します。

議長
再開致します。

教育長
何を基礎にしてこれを割出したかと、こう申されておりますが、別に規則というふうな一定に決ったそういうふうな何はございませんが、大体委員長としては、これが適当であろうというふうなこういうふうな見解からこれだけ

決めた訳でございます。

1番

進みます。予算書の歳入の部の3頁、この5項の内、雑入、この中に普天間航空隊の塵芥処理、これが予算に計上されております。この16,500ドルは確か、普天間航空隊と宜野湾市当局との間に契約がなされて、宜野湾市のために使うという名目で5～6ヶ年前から積立てられた金だと思います。そしてその使途方法も学校の諸施設、これに充当するということを理解しておりますが、この予算措置において、今日まで、正式な予算を通して、これが積立たもんであるかどうか。それとも予算を通さないで、別途に積立られたもんであるかどうか、その辺について御説明願います。決算もそうであります。

教育長

この件については、知花会計係に説明させます。

会計係

これは積立は積立金規則に

って積立たもんであります。それから使途についましては、その当初予算或は補正予算によって予算計上して使途している訳でございます。

1番
教育区の予算関係算出にもでございますが、総計予算主義の原則という面はございますか。

会計係
総計予算主義の原則には、

1番
すべての収入を繰入れて、予算決算にするということでありますが、これは全部が全部、今まで今年は1,000ドルなら1,000ドルてれだけ。

会計係
今おっしゃるとしては一寸何するかも知れませんが、その積立た額全部予算に繰入れた訳ではでございません。規則によって、予算を通して繰出すという規則の条文がございます。

1番

次年度のこの部門、塵芥処理これは、説明によりますと、今入札の段階であるんだということでありますが、この部門は、更正でなされる訳ですか。次年度の塵芥処理の。

会計係

これは、今日の冒頭において この説明は市とそれから委員会のお話しが持ち出されて、そういう措置をするということを話し合われている訳です。次年度の分については、まだこの予算内には今のところは入っておりません。

1番

これの入札については、教育委員会がしているんですか、それとも市がやっている訳ですか。

会計係

委員会であります。

11番

議案第38号、職員並びに雇傭人の給料及び旅費に関する、改正案であります。この改正、

今までの御説明では、役所職員なみに引上げると、待遇を改善していくんだというような御説明でありましたけれども、これは役所職員なみの昇給かどうか。1点、それから一律同額の昇給であるかどうか、2点について御説明願います。

会計係
議案第38号の規則につきましては、これは給料額の最低と最高の枠でございます。それからアップの率の市役所との均衡につきましては、同じ率でございます。予算に決められた額は。

11番
一律にいくらですか。

会計係
14ドルに5%、それから定期昇給の2ドルが入っておりますのは、委員会の場合それ加えられております。

11番
そうしますと、これは屋傭人もそうですか。その通り18ドル、入っ

ていますか。

会計係
そうです。入っていますよ。

11番
事務職員の給料は役所だと、それから同じく教育委員会の雇傭している所の或は雇っている所の雇傭人に対しては役所なみには引上げられないといったのは何か理由がございますか。

会計係
これは、私から答えるのはどうかと思います。

教育長
お答え申し上げます。雇傭人の場合には先のようないっておりません。その理由の方は雇傭人の場合には、事務局の職員とは変って大体、事務局の職員の方は誰がでもすぐ代ってできるというふうな仕事ではないと、雇傭の方々は大体、仕事の性質上、別の方でもすぐ代ってできると、そういうふうな見解で10ドルアップの方が適当だろうというふうなことであります。

11番
そんなに差別していいですか。実際問題として。

議長
暫く休憩致します。

議長
再開致します。

11番
定期昇給並びにこの度の昇給についてもそんなに差別をするということに対して、全然理解できない訳でありますが、そんなに差別をしなければならない何か事情があるんですか。更に役所の給与に準じて、号俸表、級表、或は又別表が造られているという説明されておりますが、初任給の場合いくら支給されますか。

教育長
何の初任給でございますか。

11番
職員、書記。

教育長
やはり書記の初任給においては、すぐその人の方がこれまでの経歴とか、こういうふうなものもやっぱり併せて考慮されると思います。従って、学校卒業してどなのすぐそういうふうな、そういう方々、或は又別にそういう類似した所の職を持って、これからやってこられた方、そういうふうなやっぱりこれだけの考慮がされると。

11番
ですから、初任給はいくら支給されますか、高校卒の場合。

教育長
書記で高校卒、こういう方々である場合、55ドルと。

11番
そうしますと、役所職員のなみということになると、役所職員の場合は一般の高校を出た新採用については60ドル越しております。そうすと、新規に採用する場合にそんなに開きがあっていいですか。

教育長

こういうふうな何に対しましてはですね、政府の方から補助をされる所の補助額に対する所のですね、そういうふうなものしも勘案しなければいかないとこう思う訳です。例えば学校の政府補助の事務職員等の何になりますと、低い訳でありますが、それよりもその補助をする何が高くなったりする場合においては、学校のこういうような秩序の例からおもしろくない所の何が出てくるということでそういうふうな場合、勘案する訳であります。

11番

先ほどの雇傭人に対しては、事務職員との差額があっていいということでしたけど、これの理由として、事務職員の場合は誰でもという訳にはいかないからそれだけの差別した、待遇をしたんだというふうに解してよろしゅうございますか。

教育長

職務の性質上そういうふうに大体、

11番
給食婦は条例でいうところの学校世話人には該当しますか。

教育長
給食婦は今の所は、学校の世話人とは該当しないと。

11番
これは、実際に学校の運営のために或はその他学校教育のために働いているんだと、或は世話しているんだと、学校のために或は生徒のために世話をする役目でありますので、私達は当然世話人だというふうに見る訳ですが、これは間違っていますか。

教育長
学校の仕事を助けてやるというそういうふうな面からしてはやはり同じ性質を持っているもんだと思っております。仕事の内容においては変りません。

11番
ですからこちらでいう所の条例でいう所の或は又規則でいう所の学校世話人に該当しないとい

う根拠はどこにあるか。

教育長
それは学校世話人の中に入らないというふうなことは、やはり財政の上にも関係があると、こう思います。財源のこれも関係があるんじゃないかと。

11番
そうしますと、世話人も学校世話人として、規定ずけるためには、財源がなければそれは世話人というふうな枠からはずしていいというお考えでありますか。

教育長
やはりそういう中には子供といいますか、そういうふうなものの規定があってそれ始めて人員というものははっきりするとこう思っております。やはりそういうふうな何するためには財源の何があります。先ずもう一つは市内全部の学校が同じような補償で奨学を受けるかどうかということも一つの観点になると思います。将来は皆、貴方の御意見の通りに、そういうふうな点で全部吸

収されなけりゃいかんじゃないかと、家族の一つの仕方としてそういうふうな何になっているんだとこう思います。

11番
これは当然世話人として、この他の使丁や或は又その他の書記なんかと同じ取扱いをすべきだというふうに我々は考えていますが、又財源の問題とも関連させまして、今はできないということでありますが、これは、当然世話人の中に入れるべきだということについてはどうですか。

教育長
将来はそういうふうにならなけりゃいかんじゃないかと思います。

13番
予算書の才出の2目14節の使用料20ドル、説明の欄に会議場その他とでございますが、これは委員会を開く場合の会議場ですか。

会計係
これは、委員会の会議室ではできない場合、或は農協借りた

りする場合の使用料支払が出た場合の分であります。

13番
その他としでございますが、これは何のですか。

会計係
はい、これは使用料とか借料でございますから、その他と入れてありますのは、すぐ只今何という目的はございませんが、その他の器具でも借りたりする場合れてれからはらうということでその他に含めてあります。数字はすぐ只今何という目的はございません。

13番
69年度の予算と68年度の予算を比べてみました場合、56,000ドル余りの差額がございます。それと関連しまして、委員会の活動を68年と検討した場合には、10ドル安くなっている、その意味はどういう解釈ですか。

会計係
これは実質昨年使って、これで向

に合うという予想がつきましたからこの使用料だけは減らしてある訳です。極力会議は委員会、与委員会事務所内の中に会議室という狭くはありますが、会議室というのを備えてありますので、極力そこを使って、その分で間に合うという予想がつきましたから減らしてある訳であります。

16番

些細なことでありますけれども、特に緊縮財政でありますので、敢えて聞きたいと思っております。1目の9節、調査旅費でございますが、この件について切論百聞一見にしかずでやはりそういった あらゆる面で格差を是正するんだといった面からしますと毎年全員がいかれて御覧になるということは大変望ましいことであります。議会におきましては、4年に1回やはり先進地を見に行っております。そういった面からした場合、教育委員会においてもせめて各年ごとに半分ずつ派遣して調査をするといった ような配慮はなかったかどう

か。予算編成の時点において。

教育長

お答え申し上げます。これはその時点において、期間を短くしてそしてできるだけ全員が行ってそして見たり調査した方が効果的にそれが大きい。そういう見地から期間を短くして、全員が何するところというふうなことであります。

16番

私が申し上げましたのもそれは百聞一見にしかずで、やはり全員が行って見ることと自体大きなプラスであります。しかしながら5名の委員でありますので、各年でとれおん人かる人と、そういった各年でとれ行くことによって、別に効果というものはそう変りはしないんじゃないかということでございます。特に緊縮財政であるならば、当然予算の編成の時点においてそういった配慮はあるべきじゃないかという面からお尋ねしている訳です。

5番

午前中の質問に文書が参っておりますので、非常に心あたたまる文書でございます。当然委員会が設置者である以上委員会が雇傭であるべきだというふうに文書でよく解りました。その中に将来は質問の趣旨に沿うように委員も孤立したいというのし、その従事者が災害にあたった場合においては、道義的に委員会は充分考えてやると、その点について質問したいと思っております。将来は当然身分保障もしてやりたいというてでございますけれども、近く将来もあるでしょうし、将来は遠い訳でございます。しかし設置してから3年、4年その身分が全然保証されておりません。特に現年度において、去年陳情も出されているはずであります。これから見ました場合は、税の均衡の配分といった面で後4校ができない間は、その身分は保証できないと私は解していますけど、他の学校が給食を実施しない間その人の身分は保留するという意味であるのか、それとも、その時が70年度予算において

では、職員の身分の一部改正案を必ずして保証したいという意味であるのかどうか。それともう一つは論義的に発言が出た場においては、何を準用して適用されるのか、その二点についてお聞きしたいと思います。言いかえるならば、非常に危険な仕事もあります。バーナーなんか使っております。実際けが人も出ている訳です。しかしその仕事を休んだ場合においては、代る人がいない訳です。そうだといって学校給食を休む訳にはいけません。小さい子供達に今日は御飯作らないから飯は食えないと言えますか。

教育長

ごもっともな意見だとこう思っております。やはりその文章にも書いありますが、やはりそういう人々の身分保証につきましては、財源の方の関係がありますし、そういうふうなことがあります。又一部のところにそれが実施されておる場合においては、そのところの全部を保証し、そして一部分を保証して、一部分を残すというふうなことも、これも仲々難しいもの

でありまして、やはりその時期については財源がこういうふうな財源がかかると、こういうふうな時点において、これがなされるんじゃないかと。尚又これはやはり委員会と致しましては、こういうふうな何につきましては、できるだけ努力をして、早い期間にやりたいしそういうふうなことを思っている訳であります。

5番

教育長の今の御説明を聞いておりますと、何か真暗な感じがする訳でございます。もう4ヶ年たっております。4ヶ年この人達はほんとにはき出されております。それも非常勤ではございません。常勤でございます。しかも合法的である、道義的とか、好しいとか、好ましくないとかのそんな問題じゃない。これは義務付けられております。しかも4ヶ年経過されておる。私は給食法の適用を受けているという意味を充分に知って頂きたい。給食法という母法がなければ、そういうことは申し上げません。それが設置者がそれに基いて設置した以

上は、当然その義務行為は果せるべきだと思うんです。こと手当とか旅費とか、そういった消耗品とかの性格じゃございません。これは、もし仮にこの方々から提訴された場合、皆さん方、受けて立ちますか。我々の身分はこういった状態であるといった場合は、現在けが人も出ております。　じゃ、質問を変えます。道義的にその災害にあった場合には、対処するという意味は何を準用されますか。

教育長

やはりこれについてもごもっともな御意見だと思っております。やはりその事実が発生した時点において、やはり委員会の方でそれに対して、どういう対処をするかということを話したいと。

5　番

だからはっきりいって、どういう職員の身分を対象として、道義的に処理されるのか。けがしたから派遣住でこれで俄慢せよという意味であるのか。それ

とも教職員の身分を対象にして、道義的に処理されるのか。どっちですか。

教育長
これについては、私の方から一存でお答えすることはできませんので、やはりこれは委員会を持って話し合ってしかお答えできません。

5番
以上で質問は終ります。只今の件については、重要なことでございますので、文書で議長宛に回答して頂きたいと思います。

1番
予算の16頁、幼稚園の管理費の中の報酬でありますが、これはどの規定に基いて支給されるものであるのか。

会計係
只今のお説は、これは規則におり込むべきものをまだ取り上げてございません。

1番

そうしますと、規則がないということは、支給できないんじゃないですか。規則があって始めてこれは予算化できるんであって、これは早く規則を制定していってそうしないとこれ予算は又出せませんよ。

会計係
はい。

11番
それから千の給料の7,355ドル、これは全額委員会負担であるのか、或は又政府からの補助があるかどうか、その点と、それから4目4節共済費162ドル、これはどういうもんであるかどうか。

会計係
給料の方は、半額は政府補助、半額は委員会自己財源であります。4節の共済費は社会保険料であります。

11番
医療保険ですか。

会計係
はい。

12番
午前中から宜野湾教育区委員会の才入才出予算について質疑がされておりますが、何かしら当局と委員会が答弁がちぐはぐなような感じがします。特に69年度の予算については、委員会からの意見書付き予算というふうになっております。市長は教育負担金については、2回しか話は持っていないというふうに言われておりますけれども、この予算書から見ると再三にわたって要したがというふうに謳われております。そこで両方が最とこの問題について話し合えなかったのは何故ですか。

市長
皆さんの御想像にまかします。

12番
この意見書には、幼稚園の施設、学校校地借料の支払い或は必要とされる事業に支障があるというふうになっております。

こういうふうな緊縮の予算であるのに拘らず調査旅費が1,000ドルも組まれておりますが、こういうふうに後8,000ドル以上なければ充分なることができないというふうに謳われているのも拘らず敢えて5名の方の調査せにゃならないのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

教育長
申し上げます。前にも申し上げましたように教育の一体化とか、或は又期間を短くして、全員が行って見てくるとか、そういうふうなことをすることによって、教育行政の面にプラスをと、そういうふうなことで考えている訳です。

1番
一体化のための旅行というふうな答弁しか聞きとれませんので、これで終ります。

議長
暫く休憩致します。

議長

ページ3 議案第36号、37号、38号、39号、40号につきましては質疑や討論において一応ご意見等にしようと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしという声）

議長

ご異議がないので、右のように決定いたします。

議長

議案第42号 1968年度立野川改良工事に伴う補償金について質疑をお受けいたします。ご意見等にしようと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしという声）

議長

ご異議がございませんので、右のように決定いたします。

議長

議案第43号 1968年度立野川改良工事に伴う補償金について、ご意見等をお受けします。

決に付します。
原案通り承認することに御異議ございませんか

（異議なしの声）

議長
御異議がございませんので、第
3号については原案通り可決することにいたします。

議長
引続き陳情書第4号「義務教育費国庫負担
1968年度の財源確保について」を議題といたします。
第4号については質疑を終り討論も
省略してよいと思いますが御異議
ございませんか。

（異議なしの声）

議長
御異議がないので直ちに決を
いたします。

議長
陳情第4号1968年度の財源確保について
を可決に付します。

議長

原案通り承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

異議がないので、原案について原案通り承認することにいたします。

議長

次は、同じく諮問第3号議案中の議案第37号、八代市の設置および管理に関する条例の一部改正について議題といたします。

本案については、質疑を終り討論に移ります。

（異議なしの声）

議長

異議がございませんので、直ちに決定いたします。

議長

第37号、八代市の設置および管理に関する条例の一部改正について本案を決に付します。

議長

原案どおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

異議がございませんので、原案どおり承認することに決定いたします。

議長

次は（5）の「特別養護老人ホーム等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

議長

本件に対する質疑をお受けします。

議長

質疑なしとのことでありますので、質疑を終結いたします。

討論を省略いたしまして、採決いたします。

（異議なしの声）

議長

異議がございませんようですので、原案

決定いたします。

議長

以上で本案に対し採決をいたします。

委員長の報告に賛成の方挙手を願います。

賛成の方はございませんので、本案については、不承認と決定いたします。

議長

本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもって本日の議事を終了することにいたします。

次回は明日午前10時より本会議を開くことにいたします。

散会（午后4時）

6月28日（12日目）

※ 次に第5決算する
こと。